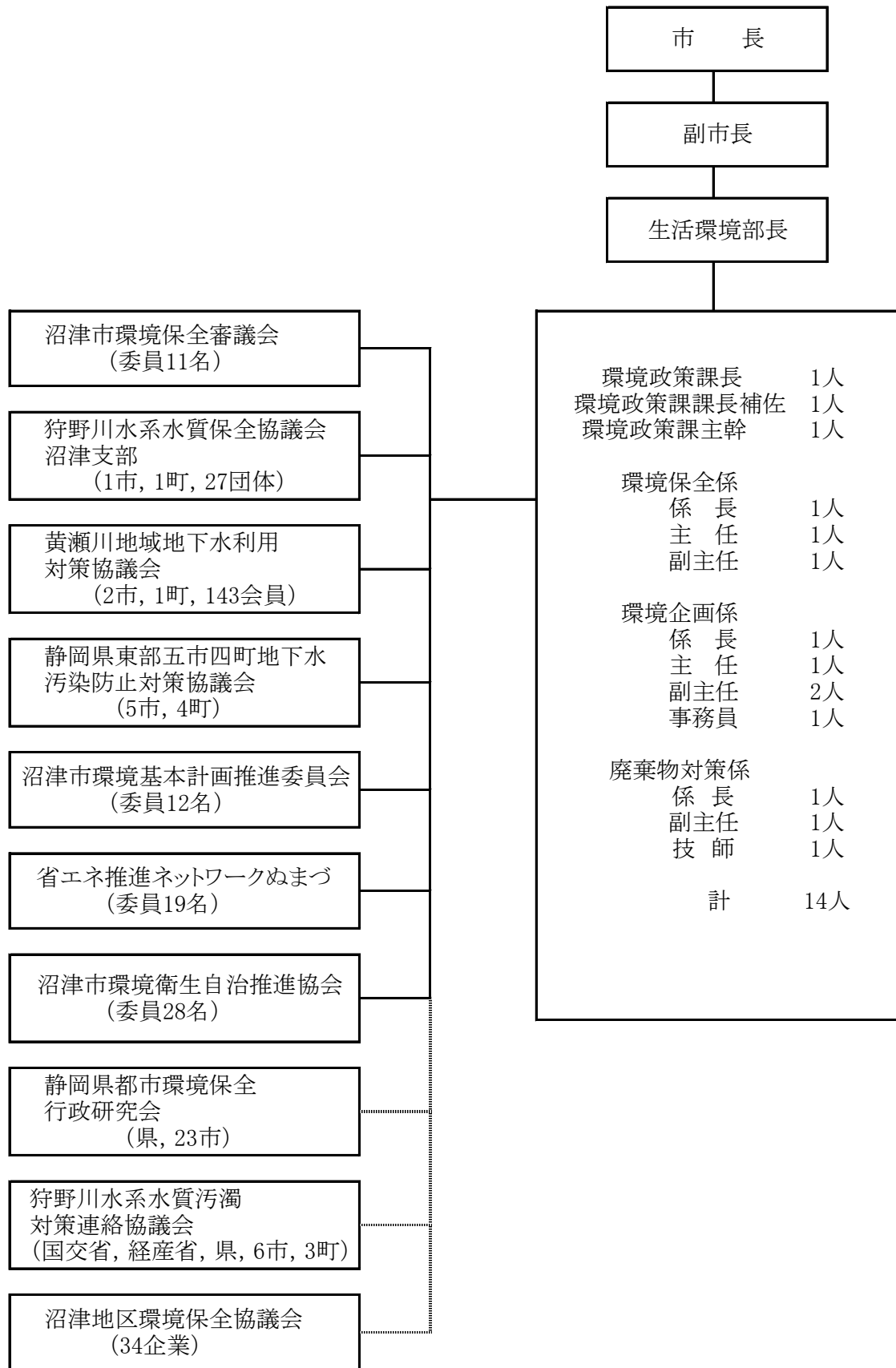


II 環境保全体制

1 環境政策課所掌事務（抜粋）

- 1) 環境施策に係る企画及び調整に関すること
- 2) 環境保全審議会の運営に関すること
- 3) 環境基本計画推進委員会の運営に関すること
- 4) 環境教育に関すること
- 5) アースキッズ事業に関すること
- 6) 省エネルギー推進事業に関すること
- 7) 省エネ推進ネットワークぬまづに関すること
- 8) 沼津市環境マネジメントシステムの推進に関すること
- 9) 地球温暖化対策実行計画に関すること
- 10) 動物愛護に関すること
- 11) 生活環境の保全に係る啓発及び指導に関すること
- 12) 公害及び環境保全に係る相談に関すること
- 13) 公害防止協定に関すること
- 14) 大気汚染防止、水質汚濁防止及び騒音・振動・悪臭防止対策に関すること
- 15) 特定外来生物等への対策に関すること
- 16) 黄瀬川地域地下水利用対策協議会に関すること
- 17) 五市四町地下水汚染防止対策協議会に関すること
- 18) 狩野川水系水質保全協議会に関すること
- 19) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること
- 20) 「まちをきれいにする」啓発事業及び環境美化指導員に関すること
- 21) 沼津市環境衛生自治推進協会に関すること
- 22) 市内一斉クリーン週間の実施に関すること
- 23) その他部内他課に属さないこと

2 環境保全の組織図（平成31年4月1日現在）



3 各種団体

- ・沼津市環境保全審議会

沼津市環境保全基本条例に基づく附属機関であり、市の環境保全に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行っている。

- ・狩野川水系水質保全協議会（沼津支部）

狩野川水系における水質の保全を促進し、よりよい水辺環境を確保するため流域の4市9町、各団体、企業、自治会（住民代表）により「狩野川水系水質保全協議会」を昭和41年9月に設立し活動を行っている。

また、よりきめこまかな活動を行うため、昭和47年10月沼津支部を設立（現在流域に5支部）し、狩野川の環境浄化、美化活動を行っている。

なお、平成19年4月1日から協議会本部事務局を三島市環境企画課に移管した。

- ・黄瀬川地域地下水利用対策協議会

黄瀬川地域における地下水利用の適正化と合理的な水利用を推進し、地域の健全なる発展と自然環境の保全を図るため、沼津市、三島市、清水町、長泉町及び商工団体、地下水等採取者等により「黄瀬川地域地下水利用対策協議会」を昭和49年5月に設立し、井戸の届出の受理審議、地下水の調査研究等の活動を行っている。

なお、平成29年3月31日をもって、長泉町が協議会から脱会した。

- ・静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会

トリクロロエチレン等有機塩素系溶剤による地下水汚染について、県東部の広域的な監視と未然防止を図るため、平成元年4月、五市四町による協議会を設立し情報交換、連絡を緊密にするとともに、地下水質の定期監視を行いホームページで公表している。

- ・沼津市環境基本計画推進委員会

沼津市環境基本計画を推進するため、環境基本計画に示されている施策、事業等に対する意見を述べるほか、推進のための企画、運営を行っている。

- ・省エネ推進ネットワークぬまづ

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減に向けた省エネ活動を推進することを目的に、市民・事業者・行政が協働した地球温暖化対策地域協議会として、平成17年6月に設立し、各団体も特性を活かし、様々な視点から省エネ活動の普及・啓発、省エネ手法の情報提供を行っている。

- ・沼津市環境衛生自治推進協会

”清潔で美しい環境づくり” 住みよい沼津に向けて、「自分たちのまちは自分たちの手で」を目標に、恵まれた自然環境を次の世代に引き継ぐよう、環境美化指導員と連携し各地域でごみの分別をはじめとする環境衛生の自主的な実践活動を推進するとともに、環境衛生思想の普及を図り、地域社会相互の連携を深めるための活動を行っている。

4 環境保全の変遷

年 月 日	事 項
昭和36. 10. 4	静岡県公害防止条例公布 (37. 4. 1 施行)
37. 10. 5	沼津市公害防止対策協議会 (庁内) 発足
40. 6. 1	公害防止事業団法公布 (同日施行)
40. 6. 15	静岡県都市公害行政研究会発足
41. 6. 30	静岡県公害除去資金貸付金利子補給要綱告示 (同日施行)
41. 9. 17	狩野川水系水質保全協議会発足
42. 8. 2	公害対策基本法公布 (同日施行)
43. 6. 10	大気汚染防止法並びに騒音規則法公布 (43. 12. 1 施行)
44. 2. 12	いおう酸化物に係る環境基準の閣議決定
44. 6. 1	騒音規則法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
45. 2. 20	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
45. 4. 21	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
45. 6. 1	公害紛争処理法公布 (45. 11. 1 施行)
45. 7. 21	沼津市公害防止対策協議会を廃止し、沼津市公害対策会議発足
45. 9. 1	水質環境基準の水域類型指定 (狩野川水域)
45. 12. 25	水質汚濁防止法公布 (46. 6. 24 施行)
〃	公害防止事業費事業者負担法公布 (46. 5. 10 施行)
〃	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布 (46. 6. 5 施行)
〃	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 (46. 9. 24 施行)
46. 3. 15	静岡県公害防止条例全面改正 (46. 9. 11 施行)
46. 5. 25	水質環境基準の水域類型指定 (田子の浦水域)
46. 5. 25	騒音に係る環境基準の閣議決定
46. 6. 1	悪臭防止法公布 (47. 5. 31 施行)
46. 6. 7	沼津市公害防止対策連絡会議発足
46. 6. 10	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布 (同日施行)
47. 1. 5	いおう酸化物の排出基準強化 (K値22.2)
47. 1. 11	浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定
47. 1. 28	騒音規制法による地域指定告示 (47. 2. 1 施行)
47. 7. 11	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定 (田子の浦、奥駿河湾水域 : 47. 8. 1 施行)
47. 9. 28	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (豚房、牛房、馬房施設の追加 : 47. 10. 1 施行)
47. 10. 11	狩野川水系水質保全協議会沼津支部設立
47. 12. 18	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
48. 3. 23	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定 (狩野川水域 : 49. 4. 1 施行)

昭和48. 3. 31	沼津市公害除去資金利子補給要綱告示 (48. 4. 1 施行)
48. 4. 20	静岡県公害除去資金貸付金利子補給要綱改正告示 (同日施行)
48. 4. 24	沼津地区公害防止連絡協議会発足
48. 5. 8	浮遊粒子状物質に係る環境基準 (47. 1. 11) の廃止
〃	一酸化炭素に係る環境基準の改正
〃	浮遊粒子物質に係る環境基準の設定
〃	二酸化炭素に係る環境基準の設定
〃	光化学オキシダントに係る環境基準の設定
48. 5. 15	いおう酸化物に係る環境基準 (44. 2. 12) の廃止の閣議決定
48. 5. 16	二酸化いおうに係る環境基準の設定
48. 8. 2	窒素酸化物の排出基準設定 (第1次規制)
48. 10. 5	公害健康被害補償法公布 (49. 9. 1 施行)
48. 10. 13	沼津市環境保全基本条例制定
49. 1. 10	沼津市環境保全審議会規則制定
49. 4. 1	いおう酸化物排出基準の強化 (K値17.5)
49. 5. 22	黄瀬川地域地下水利用対策協議会発足
49. 11. 12	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (旅館業、試験研究機関の施設追加 : 49. 12. 1 施行)
50. 7. 29	新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定
50. 12. 9	窒素酸化物の排出基準改定 (第2次規制)
51. 6. 10	振動規制法公布 (51. 12. 1 施行)
51. 9. 28	いおう酸化物排出基準の強化 (K値13.0)
51. 10. 23	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の見直し (奥駿河湾、田子の浦水域 : 52. 1. 1 施行)
52. 3. 25	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の指定
52. 6. 16	窒素酸化物排出基準改定 (第3次規制)
52. 10. 25	振動規制法に基づく規制地域の指定 (騒音と同一地域)
52. 7. 11	二酸化炭素の環境基準改正 (0.02ppm→0.04~0.06ppm)
54. 5. 8	水質汚濁防止法施行令の一部改正 (病院、焼却施設の追加 : 54. 6. 12 施行)
54. 8. 2	窒素酸化物排出基準改定 (第4次規制)
56. 11. 30	水質汚濁防止法令の一部改正 (冷凍調理食品製造業等8業種追加 : 57. 1. 1 施行)
57. 5. 28	大気汚染防止法規制の一部改正 (ばいじん排出基準強化 : 57. 6. 1 施行)
58. 5. 18	浄化槽法公布 (同日施行)
59. 8. 14	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正 (カラオケ騒音が 規制される : 60. 2. 13 施行)
60. 6. 6	大気汚染防止法施行令、施行規制の一部改正 (小型ボイラーの追加 : 60. 9. 10 施行)

昭和62.	10.	30	大気汚染防止法施行令の一部改正（ガスタービン及びディーゼル機関の追加：63. 2. 1 施行）
63.	8.	26	水質汚濁防止法施行令の一部改正（飲食店等追加：63. 10. 1 施行）
63.	11.	21	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正告示 （1. 4. 1 施行）
平成1.	3.	3	トリクロロエチレン等汚染防止対策（庁内）検討会発足
1.	3.	22	水質環境基準の水域類指定（黄瀬川水域）
1.	3.	29	水質汚濁防止法施行令一部改正（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの有害物質追加：1. 10. 1 施行）
1.	4.	26	静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会発足
1.	6.	28	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん追加：1. 12. 27 施行）
	〃		水質汚濁防止法の一部改正（特定地下浸透水の規制：1. 10. 1 施行）
1.	9.	27	悪臭防止法施行令の一部改正（低級脂肪酸の追加：2. 4. 1 施行）
2.	6.	22	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の追加：2. 9. 22 施行）
2.	11.	2	大気汚染防止法施行令の一部改正（ガス・ガソリン機関の追加： 3. 2. 1 施行）
3.	7.	26	水質汚濁防止法施行令の一部改正（トリクレン等洗浄施設・蒸留施設の追加： 3. 10. 1 施行）
3.	8.	23	土壤汚染に係る環境基準設定
4.	7.	15	静岡県環境影響評価要綱告示（4. 11. 1 施行）
5.	3.	8	水質汚濁に係る環境基準の一部を改正（健康項目の項目追加等）
5.	6.	18	悪臭防止法施行令の一部を改正（10物資追加規制）
5.	11.	19	環境基本法公布、施行（公害対策基本法廃止）
5.	12.	27	水質汚濁防止法施行令の一部を改正（13物資追加規制：6. 2. 1 施行）
6.	2.	21	土壤の汚染に係る環境基準を定める件の一部改正
6.	3.	30	静岡県公害防止条例施行規則の一部改正
6.	6.	29	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正
7.	4.	21	悪臭防止法の一部改正（官能試験法導入：8. 4. 1. 施行）
8.	3.	28	静岡県環境基本条例公布（8. 4. 1 施行）
8.	5.	9	大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策他：9. 4. 1 施行）
8.	6.	5	水質汚濁防止法の一部改正（汚染された地下水の浄化措置他：9. 4. 1 施行）
9.	3.	24	静岡県環境基本計画策定
9.	6.	9	環境影響評価法制定
9.	8.	29	大気汚染防止法施行令一部改正（ダイオキシン類を指定物質に追加）
9.	12.	11	地球温暖化防止京都会議（C O P 3）において、京都議定書を締結
10.	4.	10	大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（廃棄物焼却炉に係るばいじん排出規制強化）

平成10.	5.	20	水質汚濁防止法施行令の一部改正公布（特定施設にP C Bの処理に係る産廃処理施設の追加）	
	10.	9.	30	騒音に係る環境基準について告示
	11.	1.	29	土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針び運用基準を策定
	11.	4.	8	地球温暖化対策の推進に関する法律施行
	12.	1.	15	ダイオキシン類対策特別措置法施行
	12.	2.	23	I S O14001認証取得
	12.	11.	1	沼津市特例市へ移行（これに伴い水質汚濁防止法の政令市へ移行）
	13.	7.	1	沼津市家庭版環境ISO実施
	12.	9.	21	沼津市グリーン購入に係る基本方針策定
	14.	1.	15	沼津市地球温暖化対策実行計画策定（事務事業編）
	14.	5.	29	土壌汚染対策法公布
	14.	7.	12	ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（水底の底質の追加）
	14.	12.	1	廃棄物処理法の一部改正による改正廃棄物処理基準の施行（焼却設備の構造基準の強化）
	15.	2.	15	土壌汚染対策法施行
	15.	7.	25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
	16.	3.		沼津市地域省エネルギービジョン策定
	16.	6.	2	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布
	16.	6.	9	大気汚染防止法の一部改正（VOC排出規制、届出18.4.1、排出規制22.4.1施行）
	17.	2.	16	京都議定書発効
	17.	12.	21	大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正（アスベスト対策18.3.1施行）
	18.	2.	10	大気汚染防止法の一部改正（アスベスト対策18.10.1施行）
	18.	11.	10	排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（Znの排水基準強化、18.12.11施行）
	19.	3.	20	静岡県地球温暖化防止条例公布（19.7.1施行）
	19.	10.	19	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例を一部改正（市内4水域のZnの上乗せ排水基準を改正）
	21.	9.	9	浮遊粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の告示
	22.	4.	1	土壌汚染対策法の改正施行（3,000㎡以上の土地の形質変更時の届出が義務化）
	22.	9.	1	沼津市全域臭気指数規制施行
	23.	3.		沼津市環境基本計画策定
	23.	4.	1	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正施行（測定結果の未記録等に対する罰則の創設）
	23.	6.	22	水質汚濁防止法の一部改正公布（24.6.1施行）（有害物質を使用・貯蔵する施設の構造等に関する基準遵守・定期点検義務等管理の強化）

平成24.	2.	22	I S O14001認証登録の返上
24.	3.		沼津市地球温暖化対策実行計画策定
24.	4.	1	沼津市環境マネジメントシステム運用開始
25.	6.	2	大気汚染防止法及び同施行令、施行規則の一部改正 (アスベスト対策26.6.1施行)
26.	4.	2	水循環基本法公布 (26.7.1施行)
27.	6.	19	大気汚染防止法の一部を改正する法律公布 (水銀等の大気中への排出規制を追加)
28.	3.		沼津市環境基本計画中間見直し
29.	5.	19	土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布 (30.4.1一部施行 土壌汚染状況調査の強化等) (31.4.1一部施行 土地の形質変更届出制度の整備等)